

令和 2 年度

第8回 第一農地部会定例会議事録

令和2年11月27日（金）

ユートピアくびき希望館2階 第2会議室

令和2年度第8回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和2年11月27日（金）午後1時30分

場 所 ユートピアくびき希望館2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	7番 篠宮 英樹
8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮	12番 上原 孝
13番 五十嵐 彰	14番 清水 強	15番 牧繪 雄一郎
16番 折笠 正勝	23番 久保埜 徳雄	

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一	高島 真一
藤井 敏行	笠原 行夫	中嶋 栄司	平野 宏一	齊藤 啓治
小林 政秋	清水 増彦	小林 正義	綿貫 一成	高宮 文男
松本 香				

2 欠席委員

(1) 農業委員

6番 古川 政繁

(2) 農地利用最適化推進委員

白滝 光彦

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局 長	坂井 晃
	次 長	松縄 浩一
	係 長	久保埜 修
中郷区駐在室	主 任	相葉 博昭
板倉区駐在室	副 主 任	上原 敏明
清里区駐在室	副 主 任	近藤 宏一
名立区駐在室	次 長	山田 幸江

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

3番 佐藤 清繁 13番 五十嵐 彰

(2) 議事

(合併前の上越市)

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第4号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

(中郷区)

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(板倉区)

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

(清里区)

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(名立区)

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

議 長	議長（部会長）あいさつ後、部会を開会 これより第 8 回第一農地部会を開催します。
議 長	<資格審査> 本日の出席状況は、部会委員数 12 名、出席委員 11 名、欠席委員 1 名ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。 また、農地利用最適化推進委員の出席状況は、委員数 17 名で、出席委員 16 名、欠席委員 1 名です。
議 長	<議事録署名委員の指名> 議事録署名委員は、会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。 議席番号 3 番 佐藤 清繁 委員、議席番号 13 番 五十嵐 彰 委員の両名を指名します。 議事に入る前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	それでは、議案の審議に入ります。
議 長	(合併前の上越市分の議案) <議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」> 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 22 番から 26 番までの 5 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 久保 埜	1 頁、議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 22 番から 26 番までの 5 件です。 22 番は、大字辰尾新田地内の農地に「農家住宅」を建築するものです。2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 申請者は、両親らと同居していますが、接続する市道まで約 40m 離れており、冬期間の通行に支障があることから、市道に隣接している父親所有の申請農地に使用貸借権を設定し、住宅を建て替えるものです。 申請農地は、10ha 以上の広がりのある一団の農地に接しているため第 1 種農地ですが、事業計画は、許可基準の「農家住宅」に該当するため、許可は可能です。

工期は令和2年12月1日から令和3年5月30日までです。

転用目的が「農家住宅」のため都市計画法第29条の開発許可は不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

23番は、大字駒林地内の農地を「駐車場」として利用するものです。4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

申請者は、生花販売などを経営する会社の代表です。当該会社は、現在、社員及び社用車用駐車スペースはありますが、来客用及び搬入業者用の駐車スペースがないことから申請農地を取得し、駐車場として利用するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。

工期は令和2年12月5日から令和2年12月30日までです。

転用目的が「駐車場」のため都市計画法第29条の開発許可は不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

24番は、大字三ツ橋新田地内の農地を「駐車場」として利用するものです。6頁に位置図、7頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

申請者は、精密機械の製造などを経営する会社の代表者であり、当該会社は、駐車スペースを有していますが、7頁の「土地利用計画図」にあるとおり、中央部に農地があり、大型トラックや搬入業者の駐車などに不便であることから、申請農地を取得し、駐車場として一体的に利用するものです。

申請農地は、10ha以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地ですが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能です。

工期は令和2年12月10日から令和3年1月30日までです。

転用目的が「駐車場」のため都市計画法第29条の開発許可は不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

25番は、大字有間川地内の農地を「駐車場」として利用するものです。8頁に位置図、9頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、両親と子供と同居していますが、家族用及び来客用駐車スペースが不足していることから、申請農地を取得し、3台分の駐車スペースを確保するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。

工期は許可日から令和3年1月31日までです。

転用目的が「駐車場」のため都市計画法第29条の開発許可は不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

26番は、大字四辻町地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。10頁に位置図、11頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、妻と両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭であることから、父親が所有する隣接農地に使用貸借権を設定して一般個人住宅を建設するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。

土地利用計画は住宅1棟、申請面積346㎡で建ぺい率は28.46%です。また、工期は令和2年12月10日から令和3年5月15日までです。

都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号22番から26番までの5件を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。議案第1号の5件を許可することに決定します。

<議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内3件、3年超6年以内3件、6年超10年以内15件、10年超4件で合計25件、利用権移転なし、所有権移転8件です。それでは、上程します。

はじめに利用権設定、期間3年以内、番号666番から668番までの3件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

13頁、番号666番から668番までの3件で、再設定2件、新規1件です。

番号666番については、譲受人が新たに農業を始めたいという希望を持っており、知り合いである譲渡人に打診したところ譲渡人が所有する農地、機械の借用について了承を得て使用貸借により借り受けるものです。また、水稻や園芸作物の栽培についても譲渡人から指導を受けながら作業を行っていく予定と伺っています。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

高島（信）
推進委員

666 番について、春日山から通いで耕作するようですが、農業機械や作付け等の利用はどのように予定しているのでしょうか。

（事務局）
久保埜

譲渡人から農業機械を借りたり、栽培指導を受けると聞いています。

議 長

ほかにありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長

続いて、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 669 番から 671 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）
久保埜

14 頁、番号 669 番から 671 番までの 3 件で、再設定 2 件、新規 1 件です。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長

続いて、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 672 番から 686 番までの内、篠宮委員関連の番号 681 番を除く 14 件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）
久保埜

15 頁から 17 頁、期間 6 年超 10 年以内、番号 672 番から 686 番までの内、篠宮委員関連の番号 681 番を除く 14 件で、再設定 8 件、新規 6 件です。

番号 675 番と 680 番の 2 件については、いずれも売買により構成員へ所有権移転される農地を所属する法人に貸し付けるものです。所有権移転の詳細については、後段で説明します。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続いて、篠宮委員関連の番号 681 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。
議案に関連する篠宮委員は退席をお願いします。

（事務局）
久保埜 　篠宮委員関連は 16 頁、番号 681 番の 1 件で新規となります。
この案件についても、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。
以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、篠宮委員関連の番号 681 番の 1 件を決定することに意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　それでは、篠宮委員の退席を解除します。
篠宮委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められました。

議長 　続いて、利用権設定、期間 10 年超、番号 687 番から 690 番までの 4 件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）
久保埜 　18 頁、番号 687 番から 690 番までの 4 件です。いずれの案件も農地中間管理機構を通じ、新たに担い手農家へ貸し付けられるものです。
これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。
以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長	<p>続いて、所有権移転、番号 691 番から 698 番までの 8 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>19 頁と 20 頁、所有権移転、番号 691 番から 698 番までの 8 件です。</p> <p>内訳は、所有権を移転する土地、田 44 筆 72,822 m²、畑 3 筆 477 m²です。</p> <p>この内、番号 693 番と 697 番は、先ほど説明した法人の構成員が、所属する法人に貸し付けるために売買により所有権移転するものです。これは、農業生産法人を含めた集団的な土地利用調整の円滑化に資するため、農業生産法人の構成員が当該農業生産法人に利用権の設定等を行う場合は利用権の設定等を受けることができ、この場合、利用権の設定等の受け手要件の適用が除外されます。また、運用では、農業法人への貸し付けは所有権移転と同一の農用地利用集積計画で行うことになっています。</p> <p>これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決に入ります。</p>
	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>議案第 2 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
	<p><議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p>
議 長	<p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内 2 件、10 年超なし、権利の移転なしです。</p>
	<p>権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 64 番と 65 番の 2 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明します。</p> <p>22 頁、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 64 番と 65 番の 2 件です。</p>

この案件は、10月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地2筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 それでは、採決に入ります。

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

議案第3号について、同意することに決定します。

＜議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」＞

議長 議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区9件の実質化された人・農地プランを上程します。

事務局の説明を求めます。

(事務局) この案件については、8月に引き続き上程するものです。

久保埜 市町村が人・農地プランを公表する際は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第22条第3項の規定により、効率的かつ安定的に農業経営を営む者その他の者によって構成する会議を設け、その意見を聞くこととなっています。

 前回の説明のとおり、これまで当市ではこの会議を人・農地プラン作成検討会が担っていましたが、前回から意見照会の場合、同じく効率的かつ安定的に農業経営を営む者その他の者が所属する農業委員会としたものです。

 人・農地プランの実質化に向けての取り組み等の詳細については、本日、農政課より担当者が出席していますので、担当から説明します。

(農政課) 今回、意見をいただくのは、24頁に記載の番号26番から34番までの9件です。

羽 深 8月に説明したとおり、人・農地プランの実質化とは、次の3つが行われているプランのことをいいます。

1つ目は、「おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること」

2つ目は、「アンケート調査等で把握した地域における農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること」

3つ目は、「5年から10年後に農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針について地域の話合いにより定めること」です。

以上のことを踏まえ、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針等について、各集落で話合いの上、実質化された人・農地プランの案が作成・提出されました。

今回の実質化された人・農地プラン案の特徴的なプランについて説明します。

近い将来の農地の受け手①の中心経営体数ですが、番号28番、31番については区域内農地面積が少なく高齢化も進み、担い手となる中心経営体が不在となっており、番号32番についても後継者はいますが区域内農地面積が少なく中心経営体が不在となっています。

また、いずれの地区も今後の農地利用は現状を維持していく状況となっています。

今後も、各集落から実質化された人・農地プランの案の提出に合わせて農業委員会へ意見照会をしますので、宜しくお願いします。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　それでは、採決に入ります。

議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、意見なしとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。

議案第4号について、「意見なし」として意見決定することに決定します。

＜報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」＞

議長 　報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号194番から207番までの14件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 埜

25 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 194 番から 207 番までの 14 件の届出書を受理したので報告します。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付」1 件、「他者へ貸付予定」6 件、「他者へ売却」3 件、「地主耕作」1 件、「中間管理機構へ貸付」2 件、「転用予定」1 件の計 14 件です。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 14 件を承認します。

<報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議 長

報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」番号 13 番の 1 件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 埜

27 頁、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」番号 13 番の 1 件の届出書を受理したので報告します。

転用目的は「敷地拡張」です。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、報告第 2 号の 1 件を承認します。

<報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議 長

報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」番号 103 番から 117 番までの 15 件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 埜

28 頁、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 103 番から 117 番までの 15 件の届出書を受理したので報告します。

転用目的は、「一般個人住宅」8 件、「駐車場」1 件、「集合住宅」1 件、「資材置場」2 件、「資材置場・駐車場」1 件、「敷地拡張」1 件、「宅地造成」1 件の計 15 件です。

番号 108 番は、全体の転用面積が 1,000 m²を超えるため、31 頁に位置図を添付しましたので、併せてご覧ください。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、報告第 3 号の 15 件を承認します。

議 長

次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

(中郷区駐在室分の議案)

<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 2 件、3 年超 6 年以内 3 件で合計 5 件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。

利用権設定、期間 3 年以内、番号 7168 番と 7169 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

(中 郷)
相 葉

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

2 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7168 番と 7169 番の 2 件で、新規です。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続いて、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7170 番から 7172 番の 3 件について事務局の説明を求めます。

議長 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

(板倉区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内5件、3年超6年以内4件、6年超10年以内9件、10年超なしで合計18件、利用権移転なし、所有権移転8件です。それでは、上程します。

はじめに利用権設定、期間3年以内、番号7719番から7723番までの5件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

上原 2頁、利用権設定、期間3年以内、番号7719番から7723番の5件でいずれも再設定です。

番号7719番の賃借料9,054円は3筆、6,627㎡で総額60,000円の賃借料と双方で合意しており、10aあたりに換算した金額です。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続いて、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7724番から7727番までの4件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 3頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7724番から7727番までの4件で再設定2件、新規2件です。

上原 新規の7724番は、これまで7725番の貸し手が耕作していましたが、労力不足により合意解約となり、新たに地元の農業者に貸付するものです。

7725番は、これまで貸し手が自作していましたが、労力不足により新たに地元の農業者に貸付するものです。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続いて、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7728番から7736番までの9件の内、清水委員関連の番号7733番を除く8件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)
上原 4頁から5頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7733番を除く8件で新規5件、再設定3件です。

新規の7729番から7732番の4件は、これまで別の農業者が借り受けて耕作していましたが、労力不足により合意解約となり、新たに近傍で耕作している認定農業者へ貸付するものです。

7734番は、これまで貸し人が自作していましたが、労力不足により、新たに近傍で耕作している認定農業者へ貸付することになったものです。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続いて、清水委員関連の番号7733番について、事務局の説明を求めます。
議案に関連する清水委員は退席をお願いします。

(板倉区)
上原 4頁、清水委員関連の番号7733番の1件で、再設定です。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、清水委員関連の番号7733番の1件を決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、清水委員の退席を解除します。

清水委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められました。

議 長

続いて、所有権移転、番号 7737 番から 7744 番までの 8 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)
上 原

6 頁から 7 頁の所有権移転、番号 7737 番から 7744 番の 8 件です。

内訳は、買い手 3 人、売り手 8 人、所有権を移転する土地は、田 37 筆、71,056 m²、畑 1 筆 829 m²です。

いずれも近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ売却することになったものです。

なお、7744 番の買い手の有限会社●●●●は、同じ住所の認定農業者である●●●●さんが設立した会社であり、今後、●●●●さんの耕作地およそ 7.6ha を順次、会社の方へ移転していく予定です。農地所有適格法人の 4 要件である「法人の組織形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」を確保していることを確認しています。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

金 子
委 員

7744 番について、何を行っている会社ですか。

(板倉区)
上 原

農業です。今まで認定農業者の●●●●さんからの作業受託をしていましたが、今後●●●●さんの経営を会社に移転する予定です。

議 長

会社設立は、何年ですか。

(板倉区)
上 原

平成 16 年 2 月 13 日で会社として確定申告をしています。

議 長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ほかに質問等がないようですので、採決に入ります。

議 長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議 長 続いて、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」番号7553番から7566番までの14件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(板倉区) 8頁から9頁の報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知につ
上 原 いて」、番号7553番から7566番の14件を受理したので報告します。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付」5件、「他者へ貸付予定」5件、「他者へ売却」3件、「他者へ譲渡予定」1件です。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、報告第1号の14件を承認します。

<報告第2号「農用地利用集積計画変更について」>

議 長 続いて、報告第2号「農用地利用集積計画変更について」、番号7504番、7505番の2件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(板倉区) 10頁、報告第2号「農用地利用集積計画変更について」番号7504番、7505番の2
上 原 件を受理したので報告します。

変更理由は「小作料の増額」です。

当該農地は、現在、板倉区高野地区で行われている経営体育成基盤整備事業の対象農地であり、農地中間管理事業で地元の●●●●●●が耕作していますが、工事期間中は耕作面積が減り、生産組合の収入も減ることから、地主への小作料は収入に見合った額で支払うことで了解を得ていました。

今回、面工事が終わって、作付けも行われることになったことから、通常の 10 a 当たり 12,000 円の小作料に戻したということです。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第 2 号の 2 件を承認します。

議長 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

(清里区駐在室分の議案)

<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内なし、3 年超 6 年以内 2 件、6 年超 10 年以内 3 件、10 年超なしで合計 5 件、利用権移転なし、所有権移転 1 件です。それでは、上程します。

利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 8220 番、8221 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

(清里区) 議長 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

近藤 2 頁の利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 8220 番、8221 番の 2 件で、再設定です。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続いて、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 8222 番から 8224 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。

(清里区) 近藤 3 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 8222 番から 8224 番までの 3 件でいずれも再設定です。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>次に所有権移転、番号 8225 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近 藤	<p>4 頁、所有権移転、番号 8225 番の 1 件です。</p> <p>内訳は、所有権を移転する土地、田 2 筆 3,011 m²です。</p> <p>この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議 長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8156 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近 藤	<p>5 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8156 番の 1 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>合意による解約で、返還後の利用計画は「他者へ売却」です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p>

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認します。

議長 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。

(名立区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内なし、3年超6年以内なし、6年超10年以内4件、10年超なしの合計4件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。

利用権設定、期間6年超10年以内、番号9621番から9624番までの4件について、事務局の説明を求めます。

(名立区) 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

山田次長 2頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号9621番から9624番までの4件でいずれも再設定です。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定します。

<その他>

議長 その他、何かありませんか。

牧 繪 審議方法についての提案です。現在、解約後に所有権移転等の権利移動を行う案件
委員 については、所有権移転等の審議を行ってから解約届の提出について報告を受けていますが、この順番だと、前の権利が残ったまま先に権利移動の審議を行い許可しているような形になっているので、審議の内容が前後してしまっていると思いますので、審議の順番の変更について提案します。

(事務局) 久保 埜	ご提案いただいた審議の順番について、関係機関に確認し、そのような形で対応できるようであれば、審議順について変更させていただきたいと思います。
議 長	牧繪委員の提案のとおりだと思いますので、関係機関と調整し対応したいと思います。
議 長	他にありませんか。 (「ありません」の声あり)
議 長	以上で、すべての案件の審議を終わります。 上原部会長職務代理が閉会のあいさつをします。
上 原 職務代理	(閉会のあいさつ後)本日の農地部会を終了します。(午後 2 時 32 分)

上記記録の内容が正確であることを証するため、ここに署名捺印する。

令和 2 年 1 月 2 7 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩